

すべてはここから始まった

小川 清

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第83号)、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(平成26年厚生労働省令第71号)、そして「診療放射線技師法施行令の一部を改正する政令」(平成26年政令第226号)が6月25日付で公布、その一部が即日施行された。通常は、公布して一定の周知期間を設けた後に施行されるが、今回はその法律を施行するために、特に準備や周知のための期間が必要ない場合や緊急を要する場合と位置付けられ、「この法律は、公布の日から施行する」として即日施行を定めたと想像する。

法律を作ったり改正したりする場所は、国会であることは小学生でも知っている。過去において多くの先輩が診療放射線技師法について幾度となく改正を試みたが、なかなか前に進まなかった。日本診療放射線技師会は、平成23年に診療放射線技師の業務実態調査を実施した。この調査報告書がそれ以後の活動のエビデンス・データとなっていく。この全国的なアンケート調査結果を踏まえ、厚生労働省に診療放射線技師業務に関する意見交換会を申し入れ、その意見を集約しチーム医療推進方策検討WG、チーム医療推進会議、特に第9回チーム医療会議では診療放射線技師の業務範囲について「診療放射線技師が実施する検査に関連した業務の追加について」と「放射性同位元素を用いた検査(RI検査)の追加について」が審議された。前掲の業務範囲については、本会が実施した実態調査から、法律に書かれている業務と少し離れているようなグレーの業務については、すでに診療放射線技師が行っていること、後掲のRI検査については、今回、診療放射線技師の業務範囲の整理をしている中で、位置付けが明確にされていないということが分かり、その後、社会保障審議会医療部会でまとめていただいた。この法律は、会員の皆さまにおかれては満足するレベルではないと重々理解しているが、ここでは法律を改正することの難しさをご理解いただきたい。もちろん役員だけでなく、エビデンスのあるアンケート調査にご協力いただいた会員諸氏に深くお礼申し上げる。

さて、これからである。会員の皆さまが認識している法律の不満足度を解消できるか。現在、本会は厚生労働省のみならず、文部科学省、環境省、経済産業省などと関係を深めつつ事業を進められる状況になっている。加えて、単なる要望書を手渡すだけでなく、要望書を説明する時間を取っていただけるようになった。しかし、国会に進めるためにはどうしても政治の力を借りねば成就しない。当然ながら「技師会は政治などやっていないで技師のことをもっと考えろ」という意見もあるが、技師のことを考え、地位を向上させようとしているからこそ政治家の力を借りて進めていく。誰かがやってくれるだろうではなく自らが、技師会を代表する理事が一丸となって政策実現活動もやり抜いていくことが求められている。もちろん選挙活動は連盟組織が望ましく、政党もより分けるべきであるが、現在、診療放射線技師にご理解ある二つの政党と協議を重ねている。

真のチーム医療の実践や医療安全の実現を目指して、国民目線で国民の支持の下、技師法の抜本的改正を進めていきたい。

『行動しなければ失敗はない。しかし、成功もあり得ない』